

## ■ 研究論文

## 地域産業政策論試論

鎌倉 健 (京都大学大学院)

## I 地域産業政策の課題

## (1) 地域経済の不均等発展とその政策対応

現代資本主義のもとでは地域経済は不均等に発展せざるをえない。それは地域における自然的歴史的条件としての資源の賦存や生産諸力が不均一なうえに、地域経済を構成する産業および企業間の不均等な発展が避けられないからである。加えて、政府および地方自治体からの所得再配分機能を含む財政支出についても、その不均一性はまぬがれないからである。このことを、わが国において最初に指摘したのは故鳥恭彦である<sup>1)</sup>。

1980年代半ば以降、地域経済の不均等な発展をうながす最大の要因である資本の投資動向において、わが国の多くの大企業が多国籍化しながら生産の最適立地を世界大で追求しはじめた。そして、これにともないこれまでの国内の「フルセット」型生産システムが国際的な分業システムに移行しつつある。この結果、地域経済の不均等な発展をいっそう拡大させたばかりでなく、大都市圏、地方圏を問わず従来にない新たな局面、すなわち産業の「空洞化」問題を現出させた。

とはいえ、こうした問題はなにもわが国特有のものではない。すなわち経済のグローバル化あるいは情報化と一体的にすすむ産業構造の高度化にともなって地球サイズでの地域間競争が現出し、地域間においても「勝者」と「敗者」の二極化が進行している。いいかえれば経済のグローバル化、情報化の急速度での進展は、地域における資本や企業立地の流動化のみならず住民の流動化もうながし、「究極の過疎」化がすすむ一方で高密度な大都市化が実現している。そ

の際、地域の盛衰を規定する分水嶺のひとつに産業集積があり、その地域の持続的な発展を構想するうえで、その集積地のもつ特有の「産業的雰囲気」(industrial atmospheres)<sup>2)</sup>や集積メリットの構造的特質を維持、拡大することが不可欠の要件となっている。

ところが、こうした高密度な都市空間においては資本は独自に集積メリットの享受を極大化しようとするため、必然的に集積のデメリットは社会的損失として放置される。その結果、「現代的貧困」としての都市問題が顕在化することとなる。そこで地域経済の不均等な発展の矛盾を是正し、都市住民の共同生活条件を守るために公共的手段による「市場への介入」、すなわち産業政策たりうる地域政策ないしは都市政策が必要となる。そして、ここに宮本憲一という「能動的容器としての地域」における管理主体として、地方自治体の役割があらためて求められるのである<sup>3)</sup>。

しかし、わが国の産業政策において地方自治体が主役として登場することは、今日にいたるまで一度としてなかった。その理由は、戦後わが国で展開された国土政策においては、その目標に「均衡ある国土計画の実現に向け、国土構造における不均等発展の是正」を掲げたものの、産業立地政策としてはわが国の産業の国際競争力強化のために重点的な資源配分がとらぬかれたからである。すなわち太平洋ベルト地帯を中心に拠点開発方式による重化学工業化がすすめられる一方で、大企業の管理中枢機能等高次の経済機能は大都市部に集中しつつ、その対極で工場等低次の経済機能は大都市部の過密を是正するために地方への分散化がはかられた。したがって、その際地方自治体に求められた基本的

な役割は必然的にこうした中央政府のすすめる政策の、いわば補完物の域をでるものではなかった。

それが1990年代後半には不況の長期化と「産業の空洞化」の顕在化にともなって、とりわけ大都市圏において自治体財政が軒並み危機的状况に直面することとなる。それは歳入面で税収が法人関係税を中心に大幅に減少する反面、歳出面では史上空前の失業率の高まりなどあいまって福祉関係経費が急増するという、いわゆる財政ストレスの進行である。そこで自治体財政再建のためにも、地方自治の物質的土台としての地域経済再生が喫緊の課題となる。そしてかかる事態の出現こそが、自治体レベルからの産業行政のあり方について抜本改革を含め検討せざるをえない今日の背景である。

## (2) 先行議論についての若干の検討

こうした事態の進展に対する有効な議論のひとつに、宮本憲一の提唱する内発的發展論がある<sup>4)</sup>。宮本の内発的發展論は、

- ①地域に賦存する生産諸力をもとに、地域内市場を対象に住民が学習・計画・経営する、
- ②環境保全を前提とし、アメニティや福祉・文化の向上、人権の確立を求める総合的な目的をもつ、
- ③地域産業の多角化と付加価値の地元帰属を考へ、地域内産業連関を重視する、
- ④住民参加制度により自治体が住民の意思を体現し、資本や土地利用の規制をはかる自治権をもつなどによって、自律した地域経済システムへの転換をはかることを提案する。

こうした宮本の議論は資本の地域的、国際的展開に対するオルターナティブな案であり、中村剛治郎のいうように、「新しいシステムを求める実験であり、それは、地域の実験であるが、国家の実験であり、世界の実験である」<sup>5)</sup>。とはいえ、この議論においては達成の道筋や手段が不明確なうえに、今日の問題性の根源である資本の国際的展開それ事態を規制する論理は限りなく弱い。

これに対し、デビッド・C・コーテン (David C. Korten) は、今日のグローバル経済あるいはグローバル資本主義について、「かつての帝国主義の現代版であり、帝国主義と同様の結果をもたらしている」と指摘する。具体的には、「金銭のみを唯一の価値とする巨大企業によって支配され統制されないグローバル経済は本質的に不安定であり、とてつもない不平等を生み出し、市場、民主主義、そして生命を破壊し、少数者に富裕をもたらすが、実質的には人類を貧困化させている」と断罪する<sup>6)</sup>。

そのうえで、「グローバルな経済システムには本質的に、巨大で、世界規模で、競争的で、資源浪費型で、短期的なものを重視する傾向がある」のに対し、「小さく、地域的で、協力的で、資源保存型で、長期的なものを重視するシステム」をつくらなければならないと主張する。そして、そのためにもグローバル企業を適正に規制するとともに、「意識をグローバル化し、経済を地域化」— 小規模企業を主体とした地域経済システムに転換することが不可欠であるとのべている<sup>7)</sup>。

そしてコーテンは、その具体化にむけた基本原則として次の6点をあげている。その第一は持続可能な環境の原則、第二は経済的公正の原則、第三は生物的・文化的多様性の原則、第四は人民主権の原則（または中央権力移譲の原則）、第五は内在的責任の原則であり、そして第六は共有遺産の原則である<sup>8)</sup>。

すなわちコーテンのいう健全な社会とは、持続可能な環境利用にもとづき、人民主権のもとに経済力がすべての成員にバランスよく配分されるなかで生物的・文化的多様性が促進される社会である。同時にその実現のためには、グローバル経済システムがコストの外部化により利潤の最大化をはかろうとするのに対し、自律した地域経済システムへの転換は環境保全のためにもコストの外部化を許さず、また人類が蓄積した知的資産を占有することはもとより、それが人類に有害となる使い方など許されないとする考え方である。

こうしたコーテンの主張はその大半が首肯できるものの、肝心のグローバル企業に対する規制問題や自律的な地域経済システムへの移行のプロセスなど一部具体性が欠ける点は否めない。しかし、こうした議論がグローバル・エコノミー段階における地域経済のあり方を考えるうえで、重要な手がかりとなるものであることはまちがいない。

そこで、この小論では、宮本やコーテンが主張するような自律した地域経済システムへ転換をはかるために、まずそのモデルとして1970年代後半以降のイタリアの経験を位置づけ、そのうえで、わが国の、とりわけ大都市圏における地域産業政策のあり方について検討する。またそれに先だち、地域産業政策と深く関連するわが国の戦後の中小企業政策を概観することとする。

## Ⅱ わが国の中小企業政策と地域政策

### (1) 戦後の中小企業政策と地域

わが国における戦後の中小企業政策の変遷について、『平成10年版中小企業白書』では「復興期」「高度成長期」「安定成長期」「転換期」の4時期に区分し、その時期ごとの特徴について概括している<sup>9)</sup>。しかし、それをみるまでもなく戦後の中小企業政策の基本はあくまでも産業政策の一環として、わが国産業の国際競争力を強化するための「生産性向上政策であり、生産力政策であった」<sup>10)</sup>。すなわち戦後の産業復興およびその後の産業振興策の展開過程で顕在化した大企業と中小企業間における格差の是正—「二重構造」を克服するために、中小企業の「近代化」と「不利補正」を柱とする「問題の意識化」がその中心であった。

したがって、そののち中小企業対策としては、「ありとあらゆる」あるいは「至れり尽くせり」と評されるほどに多様な施策が展開されたが、それは一面では産業政策としての性格をもちながらも、その多くが経済的弱者を救済する社会政策的側面もあわせもっていた。加えて事業規

模としては比較的小規模のものが多く、配分方法もその大半が工業組合や商工会議所を受け皿としてすすめるというように業界への補助金あるいは助成金という形が一般的であったため、運用に際しての一定の恣意性はまぬがれなかった。そしてこのことが中小企業政策全般ないしは個々の施策に対する評価において、イデオロギー的対立とでもいえる状況を生みだした要因の一つであることは多言を要しないであろう。

このとき地域については前述のとおり、「規模の経済を軸とする産業の論理を基準に、地域を空間の効率的な利用対象とすることに終始したきらいがあり、いわば「産業の論理が地域の論理に優先する時代」がづいた<sup>11)</sup>。いいかえれば戦後展開されたわが国の産業政策においては、生産性至上主義がたつぬかれたことによって地域は政府や大企業の従属変数となり、地域固有の多様性 (diversity) あるいは異質性 (heterogeneity) は否定される状況がづいた。

その結果、このような経緯で体系化された中小企業政策のなかに、地域政策が登場するのは1970年代に入ってからで、それも構造不況業種を中心とした不況地域に対する当面の対応策にすぎなかった。その後、地域経済を振興する担い手として中小企業の振興をはかる、という地域視点を明確にした施策が登場するのは1980年代に入ってからである。またそれが本格化するのには、1990年代以降の空洞化問題への対応策としてである<sup>12)</sup>。

具体的には空洞化対策の切り札として、「創造的中小企業」の出現をうながすための「中小企業創造活動促進法」(1995年制定)とあわせて、地方の中小産地を対象に1992年に制定された「中小企業集積活性化法」を大都市圏の工業集積地へ拡大適用するために全面改正し、1997年には「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」(地域産業集積活性化法)が制定・施行された。そして、翌1998年には従来の産業部門別あるいは課題別という縦割りの弊害を除去し施策を統合するために、通産省だけでなく中央の11省庁が連携し、「中心市街地における市街地の整備

及び商業等の活性化の一体的推進に関する臨時措置法」(中心市街地活性化法)が制定された。この法の制定により、地域対策としては二本柱の体制が整えられた。またこの法の施行に際しては、今日の未曾有の経済危機を克服するための中軸をなす公共事業のひとつに位置づけられたため、事業規模も初年度だけで総額1兆円にのぼるといわれている<sup>13)</sup>。

いずれにしても、このように中央省庁の認識や対応において、現在はようやくのことであれ、都市部にシフトしつつあるというのは事実であろう。

## (2) 今後の中小企業政策のあり方をめぐって

ところで、有田辰男はわが国の戦後から1990年代初頭にかけての中小企業政策を総括したうえで、今後の中小企業政策のあり方について、以下のとおりおのべている。

「これからの中小企業政策は、中小企業をめぐる分配関係の面に重点が移されるべきであり、その第一は企業間関係であり、第二は企業内関係であろう。第一の企業間関係では、公正な競争秩序づくりを目指す競争促進的な不利是正政策の強化が必要であり、ことに、下請関係における大企業の優越的地位の濫用の規制の強化が必要であろう。第二の企業内関係では、中小企業の労働関係の『近代化』の推進が必要であり、「この労働関係の『近代化』こそが、中小企業における人材確保対策や経営資源蓄積のための本道として位置づけられるべき」であると提起している。加えて、「中小企業と地域経済の関係も重視されるべき」であると強調し、かつ地域経済の多様性と問題の地域的な相違性についても触れながら、「地域の実情により即した政策を展開するためには地域主導の政策展開が必要となっており、中央と地方との政策主体間の協調のあり方の再検討が必要になってきている」と指摘している<sup>14)</sup>。

そして、その後の政策展開の推移は上記のとおり、一面では中小企業政策のなかに「地域概念の導入」がすすみつつある。しかしもう一方

の政策主体の問題は残されたままで、中央と地方との間での政策分担や協調のあり方をめぐっては政策選択における地方自治体の主体性を尊重するという部分修正はあったが、権限委譲等抜本改革する気配はまったくない。それもこの間、地方分権推進法が制定(1995年)されて以降、五次にわたる地方分権推進のための「勸告」を経たのち地方分権推進法が成立(1999年)し、中央政府と地方自治体の関係はイコール・パートナーシップの名のもとに機関委任事務が全廃され、ひとまず「対等な関係」に改革されたにもかかわらずである。

その一方で、中小企業基本法の全面的な見直しが進んでいる。そして、それは基本法の政策理念である大企業と中小企業間の「格差是正」をするために、「弱者としての中小企業」を保護育成するという政策目的を根本的に見直し、その軸を「多様で活力ある独立した中小企業を育成・発展する」に完全にシフトすることである。同時に、その対象としての中小企業の範囲についても改変される。

今回の見直しは一般のマスコミも報じるように、「能力のある元気な中小企業をどんどん伸ばして経済の新陳代謝を活発にしよう」<sup>15)</sup>とする点は一定理解できるものの、問題は中小企業全体のなかでいぜんとして問題型中小企業が圧倒的に多く、かつ問題それ事態も個別企業の経営レベルにとどまらず、大都市圏においては「基盤的技術」領域を中心に「歯槽膿漏の崩壊」現象や、地場産業地域では産地崩壊の危機が生じるなど複雑多岐にわたっている。このため、「一律の保護はもう無理」<sup>16)</sup>としても、逆に客観的には階層別、地域別により木目細かな対応が求められる。しかし今回の見直しでは、これらの「弱者」に対する新たな位置づけ等はおこなわれず、その必然の結果として従来の弱者救済策を打ち切る方向が示唆されている。

ちなみに、こうした考えを端的に示しているのが、島田晴雄らによる『産業創出の地域構想』である。本書は、地域の活性化のためには従来の中央依存型から脱却し、地域に現存する資源

や能力を総動員して新たな産業を創出する内発的、自律的發展をめざすべきと主張する。そしてそのためにも中央集権的な行財政制度改革とあわせて、「地域の人々が、みずからの責任と判断で、未来に向けて挑戦しようとする自立した精神を持つこと」がとくに重要であると提起する。この一見妥当と思える提案も現下の国と地方をめぐる状況、すなわち商工行政に関する権限委譲や財源問題がまったく具体化していないもとは、地域経済の自律的發展の課題に対し単に自己責任のみを全面的にかかげることは、中央政府が現在実施する最低限の責任すら放棄することにいわば免罪符を与えるだけにすぎない<sup>17)</sup>。

そこで、以下ではわが国のこうした現状を抜本的に改革し、グローバル・エコノミー段階に対応した地域産業政策のあり方を検討するうえで、もっとも参考になる事例のひとつとして1980年代後半以降のイタリアの経験を見てみることにしよう。

### Ⅲ 「サード・イタリア」と地域産業政策

#### (1) イタリアの経験のもつ先駆性

先の『平成10年版中小企業白書』では、わが国における戦後の中小企業政策の展開過程を概括的にふり返るとともに、欧米の中小企業政策についても概観している。その概要の一覧が第1表である。ここに端的に示されているとおり、欧米各国とわが国の中小企業政策の関係についてはもとより、中小企業の置かれた状況あるいは中小企業問題に対する認識等についてもおおむね共通しているというのが同書の大意である。

しかし、そのなかでもあきらかに違う点を指し示しているのが、ドイツとイタリアの事例である。なかでもイタリアについては、同書は次のとおり紹介している。

「イタリアの中小企業政策は、従来、国レベルより各州とその下の市町村や各地域の商工会議所、産業連盟等の果たす役割が大きく、北

第1表 欧米主要国における中小企業と中小企業政策

		企業数	従業者数	売上高	主な政策等
米国 (1992)	中小企業	99.7	53	51	軽減税率, 研究開発, 創業 診断・指導, 政府調達等
	大企業	0.3	47	49	
(1996)GDP					
英国 (1996)	中小企業	99.8	59	56.3	軽減税率, 研究開発 診断・指導等
	大企業	0.2	41	46.7	
ドイツ (1996)	中小企業	99.6	57	50	研究開発, 創業, 診断・指導 政府調達, 人材育成等 (各州でも実施)
	大企業	0.4	43	50	
(1994)500人未満					
フランス (1996)	中小企業	99.8	66	62	軽減税率, 研究開発, 創業 政府調達, 人材育成等
	大企業	0.2	34	38	
(1994)500人未満					
イタリア (1996)	中小企業	99.9	80	76.2	研究開発, 人材育成 産業集積支援等 (自治体等の役割大)
	大企業	0.1	20	23.8	
EU (1996)	中小企業	99.8	66	-	研究開発, 創業等
	大企業	0.2	34		
日本 (1994)	中小企業	99.1	78	51.3	軽減税率, 研究開発, 創業 診断・指導, 政府調達 人材育成, 産業集積支援 組織化等
	大企業	0.9	22	48.7	
(1995)製造品出荷額					

〔出所〕『平成10年版中小企業白書』(273ページ)より引用。

部・中部においては従来より自治体等は人材育成支援、技術研究開発支援、情報提供サービス、輸出支援、見本市等開催協力等を実施してきている（傍点－引用者）<sup>18)</sup>。

にもかかわらず中小企業庁としては、「中小企業対策を含め産業政策に関する基本的権限は政府の専管事項」との認識にあるがゆえか、この「イタリアの主導」という違いについては、一切コメントしていない。

そこで以下では、あらためてイタリアの経験について、なぜそうした自治体主導による政策展開が可能になったのか、そのことが今日のわが国において何が参考となるのか、という点に限定し検討することとしよう。

イタリアでは、戦後の民主化および近代化の一環として共和国憲法のなかに小企業ないし職人業の保護を規定し、その保護・育成策を具体的にすすめる主体としては、1970年代半ばまでは商工省管轄下のENAPI (Ente Nazionale per l' Artigianato e le Piccole Industrie：職人業・中小企業公社)であった。それが、1975年の「州確立・分権化法」(第382号法)および1977年の「権限委譲令」(第616号政令)が施行されたこととともに解体され、都市計画や地域計画など地域アメニティを高める行政権限とともに産業行政の大部分は州 (regione) および基礎自治体 (comune) に移管された<sup>19)</sup>。

そして、これが契機となり、イタリア中北部における「共生的小企業群」による「サード・イタリア」現象をうながし、それが1980年代以降のイタリア経済の「第二の奇跡」を出現させた。

ちなみにその対象としての中小企業は、1991年に施行された「中小企業保護法」(第317号法)によると、工業部門は従業員200人以下、商業部門および先端三次産業を含むサービス業部門は従業員75人以下の企業である。これ以外にも職人業については、「職人業 (手工業) 基本法」(第443号法)により、①大量生産をおこなわない企業の場合は上限が見習いを含め22人以下、②大量生産をおこなう企業の場合は見習いを含

め12人以下、③芸術的、伝統的加工部門およびオーダー・メイド服部門は見習いを含め40人以下、などの職人企業は特別に保護されるよう法制化されている<sup>20)</sup>。

## (2) 「エミリアン・モデル」

### 1) 「エミリアン・モデル」とは

「サード・イタリア」現象はイタリア中北部のエミリア・ロマーニャ州やトスカーナ州、ヴェネト州、マルケ州などが舞台である。その中心地のひとつであるエミリア・ロマーニャ州では、先の州確立・分権化法および権限委譲令が施行されたのを契機に、「産業振興の基礎は公共サービスである」(エミリア・ロマーニャ州産業局長)<sup>21)</sup>との基本的立場から、産業行政について州と基礎自治体および業者団体との間の役割分担を明確にしながら具体化をすすめた。

まず、それは州とコムーネの関係について、州が地域産業政策のスキームやフレームワーク等についてはもちろんのこと、輸出をうながすための欧州随一といわれる国際見本市会場をはじめ産業インフラの整備、若者に対する創業支援<sup>22)</sup>、環境を守るための公害対策などに関して基本的な責任をもっている。これに対し基礎自治体としてのコムーネは、労働者の技能訓練や技術教育、女性の社会進出をうながすための保育所をはじめとした社会福祉サービス、それに都市景観やアメニティを守る都市計画などを担うというように、各級行政機関の守備範囲を明確にした。そして、「産業地区」(industrial district)および個別企業に対するサービスの基本は業者団体等が担うとし、具体的にその圧倒的部分を提供しているのが全国職人連合会エミリア・ロマーニャ州本部 (CNA：Confederazione Nazionale dell' Artigianato Regionale Emilia Romagna) である。

CNAは1945年に組織され、1994年現在、州内の約140,000社の中小・職人企業のうち約86,000社を組織し、2,400人を超えるスタッフが、226の地域オフィスと11のセクター別連合をパソコンでネットワークングし、次のような多様なサ

ービスをおこなっている。

①メンバー企業の財務会計処理および労働賃金台帳の引き受けや給与計算など経理の管理、②所得税、付加価値税の申告など税務処理サービス、③資金繰りのための信用供与と建物や機械などへの融資相談、という一般的なサービスに加え、④企業拡張のための土地の共同購入や工場を共同建築する際のコーディネート、⑤労働組合との交渉の代行、⑥製品輸出のための品質証明や見本市等への参加コストの引き下げ交渉、⑦産業廃棄物の処理や技術開発、新技術導入についてのサポート（大学や各種研究機関等との提携関係の斡旋）などをおこなっている。さらに、⑧原材料の購入をより安価で仕入れるための「購入同盟」、⑨銀行融資を受ける際相互に保証しあったり、より低い金利で融資を受けるために銀行と交渉するための「信用同盟」、⑩大企業に伍して規模の経済を実現するための「販売同盟」など、必要に応じて中小企業・職人企業を組織している。

またエミリア・ロマーニャ州の産業行政の独創性を象徴するのが、情報サービス等に関する対応である。とくに産業地区の企業は従業員20人未満の小規模企業が中心であるため、絶えず技術開発等をめぐる大企業との競争だけでなく低賃金諸国との競争にさらされている。そこで、今後とも産業地区の企業が競争優位を確保するためには、「かれらが真に必要としているサービス」にこたえる必要があるとの基本認識のもとに、それは一般的な金融・融資サービスではなく技術開発等に関連した情報提供などであると判断している。なかでも「情報は公共財としての性格をもつ」ため、企業間において「情報格差をつくらない」ことがとりわけ重要との考えから、第三セクター組織で産業地区の指定とその振興プランの策定を担うERVET (Ente Regionale per la Valorizzazione Economica del Territorio: 地域経済活性化公社) をその中核機関として改組し、地域密着型サービスを木目細かくおこなっている<sup>21)</sup>。

このERVETのすすめるサービスを「リア

ル・サービス」(servizi reali) と呼び、技術開発や市場開拓にかかわる情報の収集と提供およびそれに関連する調査研究、原材料や部品などの品質チェック、製品の品質管理を改善する実験室の提供、広報誌や年報をつうじての専門技術の開発や品質改善などの成功事例の紹介と普及、さらには輸出にかかわる外国の技術標準や入札制度の翻訳と紹介などをおこなっている。同時に特筆すべきは、この機関の職員は約30人であるが、その3分の2は20~30歳代の女性で、しかもその多くが大学院等で法律、経済、国際関係など特別の訓練をうけた専門家であり、このことが質の高いサービスの提供を可能にしている。

またこれ以外にもERVET傘下には、技術開発や品質向上等をすすめる専門機関としてASTER (Agenzia per lo Sviluppo Tecnologico dell' Emilia-Romagna: 技術開発機構) をはじめ、ファッション、機械、セラミック・建設の各部門ごとに技術開発・情報センターを設置し、企業のデータベースを整備しながら、各地域ないし業種ごとへの特定の支援サービスを可能とするERVETシステムを構築している<sup>24)</sup>。

さらに、同じく第三セクター組織として、人材養成のための専門的職業訓練や国際協力による市場開拓等で「大きな成果を収めている」機関に、IFOA (Istituto Formazione Operatori Aziendali: 企業職業訓練機構) がある<sup>25)</sup>。

以上にみられるとおり、エミリア・ロマーニャ州は産業行政の分権化を契機に、地域の実態に即して地域密着型の産業振興策を創造的に発展させる一方、その実施主体として官民および業者団体等NPO (non-profit organizations) の役割分担を明確にし、かつその相互関係を有機的にはかりながらすすめた。そしてこうした先駆的实践を、S.ブルスコ (Sebastiano Brusco) は「エミリアン・モデル」と定式化した<sup>26)</sup>。

## 2) 「エミリアン・モデル」の実相

1970年代後半以降、エミリア・ロマーニャ州は

産業行政が州に権限委譲されたのを契機に地域密着型の産業振興策を旺盛にすすめた結果、今日ではイタリアのなかでもっとも経済的優位性をもつ地域のひとつとなっている。

たとえば就業率と失業率でみると、エミリア・ロマーニャ州はイタリアで就業率がもっとも高く、それも州発足当初の1977年には全国平均38.9%に対しエミリア・ロマーニャ州は44.8%であったが、1992年には全国平均37.6%に対し44.5%で約7ポイントも高い。なかでも女性の就業率は34.5%で、イタリア全体(25.6%)と比べ約10ポイントも高くなっている。逆に失業率は、1977年には全国平均7.1%に対しエミリア・ロマーニャ州は5.2%であったが、1992年には全国平均が11.5%に上昇したのに対し、エミリア・ロマーニャ州は5.1%と全国水準の2分の1以下にとどまっている<sup>27)</sup>。

また第2表は、EC諸国と一人当たりのGDP

を比較したものであるが、エミリア・ロマーニャ州はミラノなどがあるロンバルディア州とともに、ECのなかでも有数の経済力をもった地域であることがたちどころに判明する<sup>28)</sup>。

とはいえ、エミリア・ロマーニャ州も一色ではなく、州内には多様な業種あるいは製品別に中小・職人企業が地域単位で集積し、しかもその歴史的社会的形成要因の違いに対応して多様で個性的な産業地区を形成している。たとえば、われわれが調査をしたカルピ(Carpi)とサッスオーロ(Sassuolo)では、その集積構造が大きく異なっている<sup>29)</sup>。

「サード・イタリア」の典型といわれるカルピでは、企業集積にともない産地内で社会的分業にもとづく広範なネットワーク構造が形成されている。具体的には、アパレル企業2,068社と生産設備はもたずに商品の企画・販売を担当する親企業(final firm)504社

第2表 EC諸国の一人当たりのGDP比較

国・地域	1980年	1990年
12カ国平均	100	100
ベルギー	106	105
デンマーク	106	107
ドイツ	119	117
バーデン・ビュルテンブルク	125	123
バイエルン	115	119
ギリシャ	52	47
スペイン	72	75
フランス	114	112
東部(アルザス、ロレーヌ、フランシュコンテ)	111	105
中東部(ローヌ・アルプ、オーヴエルニュー)	109	109
アイルランド	61	68
イタリア	102	102
北西部(ピエモンテ、ヴァッレ・ダ'オスタ、リグーリア)	119	120
ロンバルディア	135	135
北東部(トレンティーノ、ヴェネト、フリウリ)	113	118
<b>エミリア・ロマーニャ</b>	<b>134</b>	<b>127</b>
中部(トスカーナ、ウンブリア、マルケ)	111	107
南部(プーリア、バシリカータ、カラブリア)	68	69
ルクセンブルク	115	124
オランダ	108	101
ポルトガル	53	56
イギリス	97	101

[出所]岡本義行『イタリアの中小企業戦略』(49ページ)より引用。

が集積している<sup>30)</sup>。ちなみに産地全体の雇用者総数は約13,000人で、1社当たりの従業員規模は平均5人である。このことから小規模企業が多いことがわかる。そして、企画やデザイン、材料の調達等は親企業が担い、型どり、縫製、裁断、ボタン付け、トリミングと仕上げ等の各生産工程ごとにそれぞれの下請企業が担うというように、各企業レベルでの専門特化がすすむ一方、工程間分業にもとづき企業間の柔軟でかつ濃密な多段階でのネットワーク的結合が形成されている。

ただしこの親企業と下請企業の関係は上下関係ではなく、あくまでも対等のpartnershipとしての関係である。しかも製品の性格上、季節の変化や景気変動による仕事量の増減が激しいため、労働力調整をはじめ経営の柔軟性をつねに確保する意味からも経営規模を拡大するのではなく、企業間の協力、共同関係をより重視している。同時にその関係はフレキシブルに変化する。たとえば経営状態によっては親企業と下請企業の関係が交替することさえ、さほど珍しいことではない。この結果、産地内には「驚くべき多様な生産的結合」<sup>31)</sup>が存在するようになった。

これに対し、サッスオーロにはセラミックタイルを生産する企業が220社集積し、その雇用者総数は約21,000人で、1社当たりの従業員規模は95人強と産業地区では相対的に企業規模が大きいのが特徴のひとつである。また生産額ではイタリア全体の約8割のシェアを占めている。こうした同業種の企業集積がすすんだ最大の要因は、この地の土質がタイルの原材料に適していたからで、いわゆる原料地立地である。しかし、各工場は素焼きから完成品まで一貫生産する企業が多いため、製品のデザインや機能別、あるいは一般家庭用の汎用品から芸術的工芸品にいたる多様な製品群を開発し、差別化することによってそれぞれが棲み分けをしている。

さらに産業地区としての競争優位を将来にわたって持続させるために、地区内にモデナ大学

とセラミック情報センター (Cento Ceramico)、セラミックタイル生産協会 (Assopiastrelle)、それに州や県、市などの各級行政機関が協力し、モデナ大学化学科を核にセラミック専門の工学系大学を設立するなど、技術開発や製品開発とあわせて人材育成にも産業地区全体でとりくんでいる。

このように産業地区ごとでそのなりたちは一様ではなく、歴史的、社会的な形成要因の違いにあわせて、それぞれが固有の産業地区を形成している。

たとえば第3表は、M.フランキ (Maura Franchi) がエミリア・ロマーニャ州内の13の産業地区について、1984年から93年の間における雇用の増大、賃金水準、技術革新、国際化等12項目にわたる各指標を一覧にまとめたものである<sup>32)</sup>。これからも一目瞭然のごとく、モデナ県 (サッスオーロ) のセラミックタイル産地の場合は差別化、企業集中、労働コスト、技術革新など10項目がプラスを示し、パルマ (Parma) の食品加工産地の場合は企業集中、国際化、輸出性向、雇用など9項目がプラスを示している。逆にプラス指標が半分にも満たない地区は靴製造産地 (Fusignano)、木製家具産地 (Forli) など4カ所にすぎず、マイナス指標が過半数を超える産地は1カ所もない。ただし、多くの産業地区で共通してマイナスを示すものに新規創業問題がある<sup>33)</sup>。

このようにエミリア・ロマーニャ州内の各産業地区は、その形成要因等の違いにもかかわらず総じて発展しているのである。

### (3) 二重の「フレキシブルなトライアングル」

#### 1) 「産業地区」

それでは、なぜエミリア・ロマーニャ州内の産業地区はかくも発展するのか、という点があらためて問題となるが、そのまえに産業地区の概念について少し整理しておくことにしよう。

「産業地区」という概念を最初に提起したのは、A.マーシャル (Alfred Marshall) である。

周知のとおり、マーシャルは『経済学原理』

のなかで、「地域に集積した産業」を地域特化産業と位置づけるとともに、それによってもたらされる経済性を「外部経済」と規定した。そして、それが形成される要因については気候や土地、原材料の存在に加え、社会的要因 - 宮廷の庇護や支配者による計画的な誘導を指摘している。そのうえで小企業が地域的に集積することの具体的メリットとしては、

- ①機械、生産工程、事業経営における「発明や改良」が地域の共通資産（＝コモン・ストック）となる、
- ②近隣に補助産業が発達する、
- ③同種の生産物の拡大により分業構造の深化と高度に特化した機械の利用が可能となる、
- ④技能に対する持続的な市場を提供する、などをあげている<sup>36)</sup>。

このマーシャルの概念を現代的に蘇生し、イタリア中北部の「共生的小企業群」にはじめて適用したのはG.ベカッティーニ（Giacomo Becattini）である。かれは産業地区を次のとおり定義する。

「マーシャル型産業地区（MID：Marshallian Industrial District）とは、ひとつの自然的・歴史的に形成された社会的・地域的単位であり、それは企業集団とコミュニティのいきいきした活動によって特徴づけられる」とし、そうしたもとで形成された企業間のフレキシブルでかつ濃密なネットワーク的結合が地区内では内部経済として機能し、それが技術革新や国際競争力の形成に、ひいては産業地区全体の発展に結びついているとした<sup>35)</sup>。

こうした議論を踏まえ、重森暁は産業地区の特徴を、以下のとおり整理する。

すなわち産業地区とは、

- ①特定の業種の中小企業が特定の地域に集積立地し、顧客の多様な需要に柔軟に対応しながら、高度に専門化された生産をおこなっている。
- ②市場との対応や企画および生産工程のコントロールをうけもつ親企業群（final firm）を中心に、生産工程の各段階を担当する下請企業

群、および運輸・金融・流通などを担当する関連企業が、緊密なネットワークを形成している。

- ③産業地区内部においては、技術革新や製品開発をめぐるきびしい企業間競争がみられるが、同時に、産業地区を維持・発展させるための永続的かつ民主的な企業間の共同と連帯がある。
- ④経済活動の単位としての産業地区と、住民生活の単位としての地域とが渾然一体となり、文化的・社会的・政治的な個性と自治をつくりだしている、と特徴づけている<sup>36)</sup>。

重森も指摘するように、イタリアの産業地区は基本的にはわが国の地場産業地域と類似しているが、逆にあきらかな違いとして確認できるのが、上記の③と④であり、実はこれらの内容が「サード・イタリア」現象の源泉にほかならない。またこのことを典型的に体现しているのが、ブルスコが「エミリアン・モデル」と定式化した地、エミリア・ローマニャ州なのである。

## 2) 「競争と協調」関係

次に、産業地区発展の源泉と位置づけられる、一見相矛盾する「競争と協調」関係とはいったいどのようなものか、それがとりわけエミリア・ローマニャ州で成立する条件について、ブルスコの見解を中心にいま一度確認することとしよう<sup>37)</sup>。

まず第一に競争関係の直接的要因について。

市場における競争は価格競争と品質競争に二分されるが、産業地区の企業群は一般的には品質をめぐる競争を重視する傾向が強い。たとえば市場に直接対応する親企業（final firm）は、「価格、配達時間、アフターサービス、商品の品質、さらにはデザインなどをめぐって激しい競争を展開する」が、それがパイヤーとの関係においては「価格の透明性を保証」することになっている。同時に、それが公正な取引関係のイメージを定着させることに役立つ一方、製品の品質向上にもつながっている。またその前提

には競争をめぐる公正なルールが存在とあわせて、個別企業レベルにおける「個人的成功への渴望」の広範な存在や、「企業の創業と廃業の高い比率」に示される参入と淘汰のダイナミックな展開が、産業地区における競争関係をいっそう高めることになっている。

第二に協調関係が必然化する要因について。

他方、前述の「驚くべき多様な生産的結合」に加え、産業地区は零細業者が多いため、市場で得にくい機械や原材料をお互いに融通しあうことが日常化している。またとくに重要な注文を受注した場合、短時間での仕上げや配達求められる場合、あるいは各企業が自身の生産能力を超えた注文を受注した場合など協力、共同する。ただしこうした企業間における多様な協力、共同関係の多くを調整するのがCNAである。たとえば、CNAの組織率が約40%というモデナ(Modena)の調査では、「220企業のうち30%の企業が同一セクター内で協力、協調関係にある」との結果がでている。

要するに、個別企業レベルのflexible specialization (柔軟な専門化)<sup>38)</sup>を基盤とした強固で多様なネットワーク的結合、すなわち「産業コミュニティ」の発展は、その底流に歴史的に形成された濃密な人間関係と、「社会主義と労働が結婚した」(エミリア・ロマーニャ州産業局長)<sup>39)</sup>と評されるコーポラティブ運動等による深い信頼関係が存在したからである。

いいかえれば対市場との関係において、一般的に産業地区では賃金等の直接的コストの低減をめざすのではなく、face to faceにもとづく強固な信頼関係と近接性をベースに取引費用や輸送コスト等間接コストの低減をめざす構造、いわゆる外部経済を内部化する関係として「競争的協調」が存在するのである。

第三に、その社会的政治的要因について。

そして、その結果出現した「生産組織としての産業地区と、家族の集合体としての政治的社会的地域の一体化」<sup>40)</sup>、すなわちK. ポランニー(Polanyi, K.)のいう「経済システムが社会的諸関係のなかに『埋め込まれた』(embedded) 関

係」を<sup>41)</sup>、とくに自治体機能とのかかわりで見ると、エミリア・ロマーニャ州の首都であるボローニャ市の場合は次のとおりである。

すなわち、①「職人業の仕事は水のようなもので、それをどう広げていくかが自治体の役割」(ボローニャ市通商産業局長)との認識をもとに広範な専門家を組織し、さしずめ「オーケストラの指揮者の如く」(同前)すすめる産業行政に加え<sup>42)</sup>、②産業インフラとしての街づくりにとどまらず、「ボローニャ」方式といわれる歴史的景観を維持、発展させる都市計画<sup>43)</sup>、③地域コミュニティを確立させるために地区住民評議会の設立による行政への住民参加システムや、女性の社会進出を保障する保育所をはじめ手厚い社会福祉政策などかずかずの人権保障制度の確立、という三位一体的な制度改革が同時進行した。

こうした自治体レベルの改革は、「赤いベルト地帯」といわれた長年にわたる革新的・分権的政治環境のもとで培われた伝統的な「家族主義」や「仲間主義」などによる政治的風土(associazionismo)、すなわちC.トリギリア(Carlo Trigilia)のいう中央集権国家に対抗する地域の協調的一体性—「政治的サブ・カルチャー」<sup>44)</sup>と結びつき、はじめて可能になったことは論をまたない。

以上のとおり、「競争と協調」を基調とする「エミリアン・モデル」とは、産業行政の分権化を契機に展開された自律的な地域経済システムの形成過程において、その実施主体にかかわり、組織面ないし機能面で官民およびNPOの三者による濃密でフレキシブルな三位一体的構造がつくられたことである。同時にこうした背景には、ボローニャ市にみたように産業の振興も街づくりや人権保障と住民参加政策を一体的にすすめていくという、換言すれば生活圏における生存権と社会権、発達権を同時に保障するという制度設計における革新的、かつフレキシブルな三位一体的関係の構築があったからである。

こうした組織面と制度面という二重の側面か

ら自治体が触媒となり、「フレキシブルなトライアングル」(flexible triangle) とでも呼べる関係が広く地域的に形成された。そして、それにより現出した地域的一体性 (= embeddedness) によって、一見相矛盾する「競争と協調」関係も可能にした。また、このことをつうじて個別企業の flexible specialization の深化と強固で多様なネットワーク的結合をうながし、それが産業地区全体の競争優位に結実したのである。

#### Ⅳ わが国の地方自治体における 産業行政の現状と課題

##### (1) 東京都墨田区の産業行政の到達点とその背景

それでは、これまでみてきたイタリアと比して、わが国の自治体における産業行政の現状はどうであろうか、そして、その改革方向はいかにあるべきか、というのが以下の課題である。

わが国における自治体産業行政を評価するにあたって、その視点としては予算、機構とスタッフ、そして権限および政策内容などが考えられるが、問題は大半の自治体においては自律的、創造的な産業行政を展開するうえで、予算的にも人材的にも満足な体制すらないのが現実である。こうしたもとの、自治体独自のとりくみを求めることが容易でないことは確かであろう。

しかし経済のグローバル化、ボーダレス化の急速度での展開と、その対極で大都市圏、地方圏を問わず進展する産業の「空洞化」は、もはや一刻の猶予を許さないのもまた事実であろう。同時に、こうした全体状況のもとであっても積極的に産業行政を展開している自治体もある。そこで、まずこうした自治体を照射し、その到達点を確認することとしよう。

全国の自治体のなかで産業行政の草分け的存在であり、もっとも先進的な事例を示しているのが、いうまでもなく東京都墨田区である。

墨田区の商工行政の原点は1977、78年にさかのぼり、それは係長全員による悉皆調査にはじまるといわれている。その直接の契機となった

のは、1970年代に入り小零細企業を中心に経営の困難が増大するにつれ、しだいに区内の企業数の減少が顕在化するなかで、このことに危機感を抱いた業者運動の高まりが背景にあった<sup>45)</sup>。

そして、この「墨田区中小製造業基本実態調査」により地域の正確な実態をつかむなかで、それまでの「産業対策は一自治体では無理」との認識を根本的に転換した。すなわち既存の枠組みにとられることなく調査結果にもとづく独自の施策をスタートさせた。具体的には、1979年に「墨田区中小企業振興基本条例」を制定し、区政の中軸に商工行政が位置づけられた。そして、翌1980年にはこの条例にもとづき「墨田区産業振興会議」が業者参加で設置された。それ以降は産業振興会議の提言をうけ、順次施設づくりからソフト面にいたるまで、「実態に即した対応」を基本にすすめられた。

この第一期にひきつづき、第二期では拠点づくりとして産業会館と中小企業センターを建設し、より具体的な振興策を展開した。そのなかでとくにハード面のみならずソフト面も重視し、たとえば地域産業のイメージアップ戦略の一環として、1985年以降「3M運動」(「小さな博物館」、「モデルショップ」、「マイスター」運動のこと)にとりくむ。これは単に業者を励ますだけでなく、広く区民に区内の産業の良さや伝統文化との関連などを知らしめるためである。そして現在は、第三期としてあらたな飛躍をめざしている。

以上がこの20余年の足取りの概略であるが、それでは、なぜ墨田区でかくも先駆的な産業行政がすすんだのであろうか。

それは第一に、区職員による悉皆調査をつうじて区政に科学性の導入とあわせて、区職員のあいだで、「まちの活性化のためには産業振興が不可欠」との意識改革がすすんだからである。

第二に、計画策定段階から住民参加がならぬかれたことである。その結果、中小企業経営者と行政の間に太い信頼のパイプがつながり、双方の間に強固なパートナーシップ関係が確立し

たからである。

第三に、行政運営に専門性と計画性の導入がはかられたことである。すなわち産業衰退の原因を探求するうえで外部の専門家を組織し、その英知を結集するなかで行政内の専門性も高め、かつ計画および実施に際しては短期的課題と長期的課題を明確に区分し攻勢的にすすめた。そしてその一端は、『イーストサイド』と題した魅力的な墨田区経済白書に結実している。

第四に、「産業行政は区政の中軸である」との位置づけにふさわしい体制を、順次確立したことである。たとえば当初は産業振興は1課にすぎなかったが、本格的に振興策が開始された1977年には2課30人体制に拡充され、1998年4月現在では1部4課82人に組織拡大している。また事業数も約50を数えるが、それ以外にも「すみだ産業会館」と「すみだ中小企業センター」においてもそれぞれ独自の事業があるように、その内容はきわめて豊富で、予算も23億余円（1997年度）にのぼっている。

前進した第五の要因は、区内を単なるものづくりの場としてではなく、知的、創造的空間として、地域固有の文化と産業を生みだす街づくりと産業振興の一体化ないしは総合化を当初から追求していることである。

しかし残された課題も多く、『墨田区産業振興プラン』（1995年）では、それは、①ものづくりプロセスの課題、②工業立地環境の今日的課題、③ものづくりにかかわる人材の課題、④地域工業の国際分業への対応課題、の4点に集約されている<sup>46)</sup>。

なかでも重要と思える点は、「事業の複合化」であろう。たとえば「マイスター」運動は、地域内の優れたモノづくり技術を発掘し、それを認定することによって当該の職人を励ます効果はあるものの、当事者の一人から「隣の区へ行けば、ただの紙切れ」との辛辣な意見も聞けた<sup>47)</sup>。これに対し、『産業振興プラン』では区工業を先導するリーディング企業群の創出を唱ってはいるものの、そのための新技術、新製品の

開発に際して、「マイスター」運動にみられる伝統的工芸や職人的技芸との結合の視点は弱く、また区内に集積する卸売機能との提携による地域内経済循環を高めるという視点なども必ずしも明確ではない。さらに、情報化への対応も今後の課題として残されている。

このようにみえてくると、もとよりイタリアとの単純比較はできないものの、また現実とうまれつつある民間セクターでの過度なまでの公共依存体質をはじめ内部にある一定の不十分さを差し引くとしても、中央集権的行政運営が貫徹する日本の条件のもとで、なにゆえに墨田区で「エミリアン・モデル」に匹敵するほどの創造的な産業行政が展開できたのかが、ふたたび問題となろう。

この直接の背景にはいうまでもなく、第一に美濃部革新都政の誕生と、第二にそれ以降すすめられた行財政改革のなかで、都市計画や産業行政など都の権限の一部が区へ事実上「委譲」されたからである。これを契機に、都区部においてそれぞれの地域特性にあわせた個性的な街づくりの模索が展開されることとなる。逆にいえば、かかる墨田区の先駆的な経験も、「産業コミュニティ」の形成を軸とした墨田区固有の条件を生かした街づくりにほかならない。

したがって、東京都の場合、産業振興にとりくんでいる地域はなにも墨田区だけではなく、大田区をはじめ多くの区部でそれぞれの地域特性にあわせて独自の産業振興策をすすめている<sup>48)</sup>。またその影響は東京都下にも広がり、たとえば典型的な住宅都市といえる三鷹市でも産業振興策を積極的に展開している。それも市の基本目標である良好な住環境を維持し、高福祉を実現するという課題とかかわらせながらすすめている。具体的には、まちづくり公社を設置し工場アパートの建設や、最近では情報都市をめざしてSOHO (Small Office, Home Office) 事業などにもとりくんでいる<sup>49)</sup>。

## (2) 大阪の現状と課題

ひるがえって、大阪の現状はどうであろうか。

大阪府も東京都と同時期に革新知事が誕生したものの、地域政策をめぐるのは東京都とはその方法が大きく違っていった。すなわち1960年代以降、大阪府企業局を中心とした大規模プロジェクトによる開発路線が、この間一貫して変更されることなく今日にいたるまで継続された。このため制度設計においても開発路線を府下のうながす一環として、1967年に東部大阪地域の三市合併（布施、河内、枚岡市）を強行し東大阪市を誕生させたことが象徴するように<sup>50)</sup>、東京都区部を中心に実体的に展開された地域固有の自律的發展をめざす方向とはほぼ正反対の路線がつらぬかれた。

そして、その当然の帰結として、産業政策においては大阪経済を下支えしてきた中小企業を振興するという視点が一貫して弱い。たとえば大阪圏のランドデザインを指し示す『大阪府総合計画』（1990年策定）では、府下の的にも産業活動が活発な東大阪地域を「スポーツ文化ゾーン」に指定している。

またこの傾向は、大阪大都市圏の中核都市である大阪市と同様である。すなわち産業政策の中心は湾岸地域の大規模開発や駅周辺の拠点開発が中心で、内陸部の経済活動の圧倒的部分を構成する中小零細企業を振興するという視点はほとんどない。その姿勢を端的に示すのが、大阪市の各区役所には東京都区部と根本的に違い、産業振興の担当窓口も担当者も皆無である。

したがって、こうした現実のもとでは、巷間「大阪には産業行政はない」と揶揄されているが、これもむべなるかなである。またこの間ことあるごとに叫ばれた「大阪経済の地盤沈下」問題も、その第一義的責任はともかくとして、大阪府と大阪市の責任は到底まぬがれないところであろう。

こうした点を率直に吐露したのが、『平成9年版大阪経済白書』である。

すなわち、同書は、基礎自治体における商工施策の課題として、「既存産業を活性化させる有効なメニューが見つからない」、「企業ニーズが十分に把握できていない」との現状認識を示

している。そのうえで東京都墨田区や大田区の悉皆調査による実態把握と「街づくり条例」の制定を高く評価し、今後に関しては「地域振興のためのランドデザインの策定の重要性」を強調している。加えて、従来型の組合をつうじた支援策の限界を率直に認め、その克服のためには、「現在の補助金をてこにした全国一率の行政のあり方は問題が多いため、抜本的に見直し、自治体独自の財源を確保すると同時に、地域の実情に沿った産業振興を図ることがとりわけ重要になっている」と主張している。さらに、その実施に際しては、「都道府県と市町村の間で役割分担をする必要があり、また現在都道府県がもつ権限や予算を市町村に委譲することも考えていく事が重要」とのべている<sup>51)</sup>。

一方、こうした状況下にあつて、豊中市のとりくみは注目に値する。それは、1980年代後半から「産業振興ビジョン」づくりに着手し、1990年には大阪府下で最初に完成させた。そして21世紀にむけ、「快適な都市に新しい産業が育ち、新しい産業が都市の生活者を快適にする」とのコンセプトをもとに、「産業・まちづくり機構」を設置し、「4つのハイ」—ハイモビリティ（すぐれた交通条件）、ハイアメニティ（快適な都市環境）、ハイエコノミー（ゆたかな産業集積）、ハイコミュニティ（活力あるまちづくり）をめざし、具体的なとりくみをすすめている<sup>52)</sup>。

また最近、産業振興に積極的なのが堺市と八尾市で、どちらも地域産業集積活性化法の指定地域になったことを契機に意欲的にとりくんでいる。たとえば堺市の場合、1997年度普通会計ベースで商工費は約65億円と府下のにも突出しており、歳出総額に占める比率も府下平均の0.8%に対し2.6%ときわだっている。また八尾市も、地域における産業集積の構造解明のために、外部の専門家や地域の中小企業経営者の力に依拠しながら調査を重ね、独自の産業振興策づくりに着手している。

これに対し、府下最大の中小零細企業の集積地である東大阪市は、「中小企業都市サミット」

を提唱するなど一見意欲的にみえるものの、多くの領域で行政水準が府下の低位にあるように、商工行政もその例外ではない。たとえば商工費(1997年)は約17億円(歳出に占める比率は1.0%)と府下平均を若干上回ってはいるが、その中味は従来型の融資中心でかつ補助金依存という体質に加え<sup>50)</sup>、同和関連予算が相当額占めている(一時期はその大部分を占めた)。このためいわゆる「真水」部分は少なく、また各種調査も民間コンサルタントに委託するのが通例というように、これまでは「意欲も能力も欠けた」状況にある。

## V 産業空洞化を超えて

### (1) 地域産業政策の改革方向

前述のとおり、デビッド・C.コーテンは、今日のグローバル資本主義は少数者に富裕をもたらす反面、「実質的には人類を貧困化させている」とし、「集団的自滅を避けるためには、ビジネスのあり方を根底から変革し、小規模で地域的な主体に力を戻す必要がある」とのべている<sup>51)</sup>。このコーテンの主張は、先に指摘したとおり一部に具体性が欠けるものの、グローバル・エコノミー段階における地域経済のあり方を考えるうえで重要な手がかりとなるものであることはまちがいない。また自律的な地域経済システムへの移行にかかわって、コーテンの議論の間隙を埋めうる具体的事例のひとつに、イタリアの先駆的経験——「エミリアン・モデル」が存在するといってもさしつかえないであろう。

そこで、コーテンの議論やイタリアの教訓をもとに、わが国において自律的な地域経済システムを展望する場合、その産業政策としての原則は、さしずめ以下のとおりとなるのではなからうか。

#### a. 地域自治の原則

その第一は、地域自治の原則である。

これは自律的な地域経済システムをすすめる主体はだれか、という基本命題にかかわる問題

である。そしてそれは地域住民と社会的存在としての企業であり、とくに都市部においてはその圧倒的部分を構成する中小零細企業である。またそれを側面からサポートするのが、当該自治体や業者団体等NPOの諸組織であることはいうまでもない。ただし地域産業政策を策定するノウハウは、地方自治体みずからが開発していくほかはない。

とはいえ、このことは何もこの問題に関する政府の責任の一切を免罪しようという意味ではまったくない。むしろ各地域が自前でやれるところまで徹底してやるという姿勢を示すことが、かえって政府固有の領域を明確化することにつながるのである。そして、それはとりもなおさず市場の公平な競争条件を確保することであり、そのためにも佐和隆光もいうとおり、独占禁止法や公正取引委員会などが「存在すれども機能せず」といった状況を、ただちに実効性のあるものに改革することである<sup>52)</sup>。同時に産業自治を確立するうえからも、行財政全般にわたっての地方分権が不可欠の前提であることは論をまたない。

#### b. 地域自律の原則

第二は地域自律の原則である。

これは外部の資本や政府の補助金などにおもねることなく、地域住民や企業が創意工夫を重ね、地域に賦存する経営資源を十分に活用し、かつ域内循環を高めることをつうじて地域の経済的自律をはかることである。このことは地域の多様性あるいは固有性を基礎に、いわば「ないものねだり」ではなく、徹頭徹尾いまあるものをその出発点にすえるという考え方である。

その場合、たとえば高齢者対策も墨田区の「マイスター」運動のようなもので、長年かけて培われた熟練技能やノウハウなども貴重な地域資源と位置づけることによって高齢者の就労機会や生きがいの確保につながる一方、それが企業の後継者問題の解消などに結びつく可能性もある。同時に自治体としては経済的自律にともない独自財源の確保が容易となり、それをもとに手厚い福祉対策をはじめ、他地域とは違う

個性的な街づくりなどの積極的展開が可能となる。

さらに、地域経済の自立化過程をつうじて地域の大企業や資本の投資動向に一定の歯止めをかけ、地元雇用や環境等を守るなどその社会的責任を果たさせるなかで、まさしく自律的な地域経済システムを展望しうるのである。

### c. ネットワークの原則

第三はネットワークの原則である。

J.リプナックとJ.スタンプスは、「ネットワークとは、われわれを結びつけ、活動・希望・理想の分かち合いを可能にするリンクである」と定義する<sup>56)</sup>。またR.K.ミューラーは、「ネットワークは本質的に自由な形態であり、自己組織化である」と定義し、そのうえで「ネットワークは競争よりも協調を生み出す」と主張する<sup>57)</sup>。この両者に共通することは、ネットワークとはそれに参加するものの主体的な意志にかかわる関係、ということである。

この「協調や分かち合い」を生み出す主体的な選択としてのネットワークは、域内と域外という二つの「場」をもっている。

まず域内ネットワークについては、地域を構成するすべての経済アクターが注文を共同受注したり、資材の共同購入や必要に応じて「信用同盟」や「販売同盟」など目的意識的に追求することである。そして、それによって規模の経済性はもとより、範囲の経済性や「ネットワークの経済性」が実現可能となり、その有効性はイタリアの産業地区があますところなく指し示している。

一方、わが国においては、「ラッシュすみだ」を典型に、水平的分業にもとづく共同受注組織が大都市圏域で産声をあげつつあるが、とくに現下の情勢のもとではこうした動きを促進させる必要がある<sup>58)</sup>。またその際、コーディネーターとしての中堅企業やNPO 諸組織の果たす役割が殊のほか重要である。そして、そのためにも各業者団体間の友誼的関係の構築が求められる。

いま一つの域外ネットワークについては、情

報機器や運輸交通手段の飛躍的前進とあいまってヒトや財の交流が容易となるなかで、国内他地域のみならず国外、とくに経済発展の著しいアジア地域とのリンケージが強まっている。こうした交流関係の持続的な発展を追求するためにもヒトや財に加え、技術のトランスファーや内外の人材研修等の積極的受け入れなどによって、モノづくりにおけるアジア地域の人材養成センターをめざすなどが求められる。

### d. コモン・ストックの原則

第四がコモン・ストック（共有資産）の原則である。

資本主義社会においては、大企業の地域支配によって、地域に歴史的社会的に形成されたモノづくりにかかわる「経験知」や「暗黙知」といわれる知的資産（ノウハウ）は、「形式知」として大企業システムに解体、包摂される<sup>59)</sup>。この排他的資産としての「形式知」を、自治体が触媒となった新しい社会的ルールにより地域のコモン・ストックに取り戻すことが、地域経済の再生をはかるうえで、また地域特有の多様で個性的な発展を展望するうえからも鍵となる。

たとえば、そのひとつがイタリアの産業地区における「競争と協調」の関係であり、こうした新しい社会的結合をベースに、地域にストックされた「経験知」や「暗黙知」といわれる知的資産（ノウハウ）を、いわゆる「共有知」に転化することによって地域全体のイノベーションや新製品の開発を旺盛にし、この過程をつうじて集積メリット、すなわち規模の経済のみならず範囲の経済やネットワークの経済を高める、いわば「マーシャルの森」を「知恵の森」に進化させることである<sup>60)</sup>。

この具体化にあたっては、社会的インフラストラクチャであり、技術開発、新製品開発、市場開拓などに関する情報提供のプラットフォームとしての、イタリアのERVET システムが参考になる。

またわが国で萌芽的にすすみつつある共同受注組織が、今後ひきつづき発展するためにもコ

モン・ストックの原則が当然その基盤となる。なおイタリアの産業地区においても、抜け駆けなどをした企業に対しては二度とその地での営業は許さないとする厳しいペナルティがある<sup>61)</sup>。その意味からも、この前提には相互信頼と経済的公正の実現がある。

#### e. 共生の原則

第五は共生の原則である。

地域はいうまでもなく産業活動の場であると同時に、地域住民にとっては生活の場でもある。したがって、そこでは環境との調和や住工バランスなど地域住民との共生関係がつかぬかれる必要がある。同時にその際、住工混在による職住近接条件のメリットを生かした街づくりをおこなうことが重要である。

この点では、神戸市真野地区における企業と住民との関係が教訓的である。なかでもこの地が大震災に際して被害を最小限に食い止めた要因に、20有余年にわたる住民運動で培われた住民の強固な結束や地域コミュニティとともに、企業のもつ消火設備や消火活動等が果たした例がそれを象徴している<sup>62)</sup>。一方、ポーロニャでは、世界をリードする魅力的な製品のかずかずが生みだされる背景のひとつに、長年にわたる「ポーロニャ」方式と呼ばれる街づくりの結果実現した、あの素敵な街並みがある。

すなわち、この事例はともに長年にわたる産業振興と都市計画・街づくりの一体的なとりくみによる企業と住民の共生関係がつかぬかれた成果である。逆にこれと好対照をなすのが、実は大阪である。そこで、この点に関しては、故司馬遼太郎の次なる指摘が示唆的である。

「もっと大阪の街がきれいになる必要があります。大阪の街を歩くと、ときどき絶望的になることがあります。こんな街からどうして魅力的なものが生まれるのかしらと思うほどです。」  
「もう一度、高貴な合理主義を取り戻し、大阪の街をもう少しきれいにし（なければ）、大阪の復権などありえません」<sup>63)</sup>。

#### f. 多様性の原則

第六は多様性の原則である。

「都市地域は、唯一妥当な地域経済の形態」と主張するJ.ジェイコブズは、都市の4大原則のひとつに、都市の多様性をあげている<sup>64)</sup>。すなわちそれは、都市の機能としては必ず複数の機能が必要であり、またそれにともないできるだけ多様な範疇の人々が交流する場となる必要があるとの考えからである。

彼女は都市景観にかかわる多様性も原則のひとつにあげている。これは地域を地域固有の多様で多元的な文化と産業をはぐくむ知的、創造的な空間として認識するためにも重要な視点であろう。

また地域経済の多様性に関しては、「地域経済全体が全面的に特化あるいは専門化(specialization)するのではなく、ある程度多角化(diversification)をすすめて、地域内需要に対応する地元産業の多様な発展をできるだけ追求する地域経済が、産業構造の変化に耐え、持続的な成長を可能にして、自立化の基礎を強化する」<sup>65)</sup>ことはまぎれもない事実であろう。たとえばこの点では、東大阪市の産業構造における「雑多性」ともいえる多様な業種構成や、卸売機能の集積による多様な取引関係は、十分に評価されて然るべきであろう<sup>66)</sup>。

#### g. 総合性と発達の原則

第七は総合性と発達の原則である。

以上の原則にもとづく地域経済の自律的な発展の実現可能性は、つまるところ、地域を構成する企業、業者団体等NPOの諸組織、および地域住民と自治体担当者などによるトータルな民主主義的力能にかかっているといつてよからう。

そこで地域における民主主義的基盤を高めるためにも、狭い意味での産業自治を追求するのではなく、生活圏における生存権や発達権を同時的に実現することが求められる。またそのためには、従来の自治体産業政策の枠組みを根本的に転換することが不可欠である。すなわちそれは産業政策と地域の教育や医療、あるいは社会保障政策などと連動をはかるとともに、できるだけ多くの行政領域で分権化と住民参加をす

する制度改革が必要である。

一方、産業政策それ自体も発展する企業群を視野に、いわば従来の救済型中心に加え支援型も重視する必要がある。またインフラストラクチャの整備に関しては、ハード面もさることながら、それ以上に up-to-date で vivid な情報提供等ができるよう、ソフト面における支援サービスの充実が求められる。

要するに、こうした改革を積み重ねることによって、女性や高齢者、さらには社会的弱者の社会参加を含め、人間の潜在的諸能力を発達させる総合的な地域経済システムを確立することが肝要である。この点で参考になるのがイタリアにおける女性の活躍ぶりである。それも各行政機関への進出にとどまらず、NPO 諸組織や企業における企画・デザイン部門を中心に、その進出ぶりはめざましいものがある。逆にいえば、エミリア・ロマーニャ州発展の要因のひとつには女性の社会進出を保障するシステム改革の成功があるといっても決していいすぎではなからう。

## (2) 自律的な地域経済システムの形成をめざして

いずれにしても、わが国における地域産業政策に関する問題は地域独自の政策が存在すること自体に希少性があるものの、たとえ存在したとしてもその不十分性はまぬがれえない。それは、グローバル・エコノミー段階では「地域の競争優位」条件が、地域間における優勝劣敗をダイレクトに規定する関係になるため、地域の競争優位を獲得し持続可能で、かつ内発的な発展 (sustainable endogenous development)<sup>67)</sup> を展望するうえからも、求められる地域産業政策は上にみた自治、自律、ネットワーク、コモンスターク、共生、多様性、総合性と発達という7つの原則を同時的に追求することが不可避とならう。

同時にその際、自治体として問われる関係は地域における企業経営にこだわり、技術革新と人的資源への持続的な投資をすすめる、新規創業や新規事業に意欲をもつ企業家や企業(家)グ

ループ、すなわちシュンペーターのいう不断の技術革新による新生産方法や新結合、新市場を開拓するアントレプレナー (entrepreneur)<sup>68)</sup> を恒常的に輩出していく「産業的雰囲気」を、自治体が産業インフラの整備等を担いつつその触媒となり、いかに地域全体に持続的に形成するかであろう。そしてその場合の産業政策は、当然、その規模も内容も「命がけの飛躍」が必然となる。しかし、それはもとより限られた権限と財源のもとでの関係であるため、結局のところ問われるのは、各自自治体における政策形成能力をはじめとした真のガバナビリティなのである。

なおこうした政策課題の実施に際し、関満博は、「公共サイドの事業展開にありがちな『あまねく広く、そして、何もしない』といった対応の仕方ではなく、地域産業の将来を明確に描き、地域の中小企業を実際にリードしていきけるような取り組みが求められる」と指摘している。そして、そのうえで地域産業が活性化していくポイントとして、①次世代産業への展望、②基盤的技術への注目、③キーマンとリーディング・カンパニーの育成、④新規創業のための条件づくり、⑤ビジネスマインドの醸成、の5点をあげているが傾聴に値する議論であろう<sup>69)</sup>。

ともあれ、今日繰り広げられる地球規模での地域間競争において競争優位を獲得するためには、「競争と協調」を軸に地域的集積をいっそう高めつつ、「いかに他地域とは違った魅力づけをおこなうか」<sup>70)</sup> — 地域に固有の自然的、歴史的に形成された経営資源を最大限に活かしながら、ハード、ソフト両面を一体化した産業支援ネットワークを形成するとともに、地域経済の維持可能で内発的な発展をすすめる個性的な街づくり (=sustainable society) にむけたとりくみが、いま強く求められているのである。またその際、もとより制度的、地域的条件の違いを前提としながらも、地域経済の自律的発展をめざすために墨田区方式や「エミリアン・モデル」から真摯に学ぶ、という姿勢がとりわけ重

要であろう<sup>71)</sup>。

そして、その具体化にあたってのスローガンとしては、かつてB.ウォード (Barbara Ward) とR.デュボス (Ren ' Dubos) が環境政策の永遠のスローガンとして提唱した“Think Globally, Act Locally.”になぞらえていえば、自律的な地域経済システムの形成のためにも、「地球的視野で考え、地域から行動を、未来を見すえ、ただちに実践を」“Think Globally, Act Locally, Think Future, Act Now.”<sup>72)</sup>となるのではなからうか。

## 注

- 1) 島恭彦『現代地方財政論』有斐閣, 1951年 (『島恭彦著作集』第4巻, 有斐閣, 1983年, 所収)。
- 2) 地域産業が発展する際、「産業的雰囲気」のもつ重要性について最初に指摘したのはA.マーシャルである (Marshall, A.(1890)*Principles of Economics*.馬場啓之助訳『経済学原理』東洋経済新報社, 1965・67年, 参照)。
- 3) 宮本憲一『都市経済論』筑摩書房, 1980年, 参照。
- 4) 宮本憲一『環境経済学』岩波書店, 1990年, 参照。
- 5) 中村剛治郎「地域政策論序説」『財政学研究』第16号, 1990年, 27<sup>頁</sup>-31<sup>頁</sup>。
- 6) Kortén, David C.(1998): *The Global Economy: Can it be Fixed?* (西川潤訳「グローバル資本主義が人類を貧困化させる」『世界』1998年8月号, 51~52<sup>頁</sup>-53<sup>頁</sup>)。
- 7) Kortén, David C.(1995): *When Corporations Rule the World*. (西川潤監訳『グローバル経済という怪物』シブリング-東京, 1997年, 37<sup>頁</sup>-38<sup>頁</sup>および341~342<sup>頁</sup>-343<sup>頁</sup>)。
- 8) Ibid. (前掲訳書, 343~347<sup>頁</sup>-348<sup>頁</sup>)。
- 9) 中小企業庁編『平成10年版中小企業白書』, 1998年, 参照。
- 10) 有田辰男「中小企業政策の変化と基本法体系」日本中小企業学会編『中小企業政策の展望と課題』同友館, 1993年, 77<sup>頁</sup>-78<sup>頁</sup>。

- 11) 伊藤正昭『地域産業論』学文社, 1997年, 10<sup>頁</sup>-11<sup>頁</sup>。
- 12) 黒瀬直宏『中小企業政策の総括と提言』同友館, 1997年, 305~308<sup>頁</sup>-309<sup>頁</sup>。
- 13) 『日本経済新聞』1998年8月24日付。
- 14) 有田辰男, 前掲論文, 77<sup>頁</sup>-78<sup>頁</sup>。
- 15) 『朝日新聞』1998年5月26日付。
- 16) 同上。
- 17) 島田晴雄編著『産業創出の地域構想』東洋経済新報社, 1999年, 参照。
- 18) 中小企業庁編, 前掲書, 290~291<sup>頁</sup>-292<sup>頁</sup>。
- 19) 戦後のイタリアにおけるリージョナリズムの成立過程については、松岡俊二「現代イタリア・リージョナリズムの成立過程に関する覚書」『財政学研究』第9号, 1984年, が参考になる。
- 20) なお、イタリアの中小企業の範囲は根拠法によってその対象が異なっている。ちなみに、統計上ではEU定義にならって製造業は従業員250人以下、サービス業は従業員95人以下を中小企業としている (中小企業庁編 (1998), 前掲書, 290<sup>頁</sup>-291<sup>頁</sup>)。
- 21) 我々は、これまで二度 (1987年10月と1994年11月) のイタリア地域経済調査をおこなっている。この局長のインタビューは、第一回目の調査時のことである。  
なおその詳細は、イタリア地域経済研究会編『イタリアの挑戦』大阪自治体問題研究所, 1989年, を参照。
- 22) イタリアでは独立して起業することが重視される社会経済環境があり、とくに若者に対する創業支援 (29歳以下の青年が60%以上を占める組織を対象に融資等がおこなわれる) は失業対策上からも重視している。その結果、「若者のなかで優秀な人材は、大企業よりもむしろ中堅・中小企業をめざす」のが最近の一般的傾向といわれている。
- 23) リアル・サービスについては、つぎの論文を参照のこと。  
Brusco, S. (1992), "Small firms and the provision of real services", in Pyke, F. and Sengenberger, W. (ed) *Industrial Districts and Local economic*

- regeneration, ILO publications.
- 24) ERVETシステムについてはさしあたり、つぎの論文を参照のこと。  
Cooke, P. and Morgan, K. (1994), "Growth Regions under Duress: Renewal Strategies in Baden Wurttemberg and Emilia-Romagna" in Amin, A. and Thrift, N. (ed) *Globalization, Institutions, and Regional Development in Europe*, Oxford University Press.
- 25) IFOAについては、三井逸友『EU欧州連合と中小企業政策』白桃書房, 1995年, 147~150ページ、を参照。
- 26) Brusco, S. (1982), "The Emilian model; productive decentralisation and social integration", *Cambridge Journal of Economics*, N.2 Vol.6.
- 27) 重森暁「第三のイタリアと産業地区」大阪経大学会『大阪経大論集』第46巻第1号(1995年5月), 196ページ。
- 28) 岡本義行『イタリアの中小企業戦略』三田出版会, 1994、参照。
- 29) 筆者による第二回目(1994年)の調査のことで、メンバーは重森暁(大阪経済大学教授)、成瀬龍夫(滋賀大学教授)、鹿倉真理子(ボローニャ大学、兼通訳)、それに筆者の4人である。
- 30) 企業数については、『日本経済新聞』1996年8月5日付で補正した。
- 31) Brusco, S. (1992) ,*op.cit.*
- 32) Franci, M. "Industrial Districts and Local Economic Development in Italy: Callangrs and Policy Perspectives ,Developments in the districts of Emilia-Romagna" ,working paper.
- 33) この新規創業率の低下問題は、投資コストが高まったことが原因のひとつである。同時に最近の競争激化のなかで、後継者難や資金難から廃業に追い込まれるケースも増えている(『日本経済新聞』1999年7月13日付)。
- 34) Marshall, A.(1890), *Principles of Economics*, London, Macmillan. (馬場啓之助訳『経済学原理』東洋経済新報社, 1965~67年, 249~273ページ)。
- 35) Becattini, G. (1990) , " The Marshallian industrial district as a socio-economic notion" in Pyke, F., Becattini, G. and Sengenberger, W. (ed) *Industrial Districts and Inter-firm Co-operation in Italy*, ILO publications.
- 36) 重森暁「インフラストラクチャーと公務労働」京都大学経済学会『経済論叢』第158巻第6号(1997年12月) ,56ページ。
- 37) Brusco, S. (1995) , " Local productive systems and new industrial policy in Italy" in Bagnasco, A. and Sabel, C. F. (ed) *Small and Medium-size Enterprises*, PINTER.
- 38) Piore, M.J. and Sabel, C. F. (ed) (1984) ,*The Second Industrial Divide*, New York, Basic Books. (山之内靖他訳『第二の産業分水嶺』筑摩書房, 1993年)。
- 39) 筆者の第一回目(1987年)のイタリア地域経済調査による。
- 40) 重森暁(1995), 前掲論文, 201ページ。
- 41) 「埋め込まれた」(embedded) 関係については、下記の文献を参照のこと。Polanyi, K. (1957) *The Great Transformation*. Beacon Press (吉沢英成他訳『大転換』東洋経済新報社, 1975年, 370ページ)、Cooke, P. and Morgan, K. (1994) ,*op.cit.* および伊藤正昭『地域産業論』学文社, 1997年, 23~27ページ。
- 42) 筆者の第一回目(1987年)のイタリア地域経済調査による。
- 43) 「ボローニャ」方式については、さしあたり陣内秀信『イタリア都市再生の論理』鹿島出版会, 1978年、を参照。なお佐々木雅幸氏は、ボローニャにおける街づくりのなかで一体的におこなわれている産業振興や文化振興策を「創造都市」の典型と位置づけている(佐々木雅幸『創造都市の経済学』勁草書房, 1998年、参照)。
- 44) Trigilia, C. (1990) , "Work and politics in the Third Italy' s industrial districts" , in Pyke, F., Becattini, G. and Sengenberger, W. (ed) *Industrial Districts and Inter-firm Co-operation in Italy*, ILO publications.
- 45) 西恭三郎「墨田区の中小零細企業対策の発展とたたかひの経過」『中小商工業研究』全商連附属

- 中小商工業研究所, 第40号(1994年7月号)、参照。
- 46) 墨田区編『墨田区産業振興プラン—「工房文化の都市」をめざして』,1995年。
- 47) 筆者による1995年5月のヒアリング調査による。
- 48) 東京都北・東部4区(板橋区、北区、足立区、荒川区)のとりくみの一端を、工業フォーラム推進委員会編『こちら、都会派モノづくり』清文社, 1993年、が紹介している。
- 49) 植田浩史「自治体産業政策への一考察」『おおさかの住民と自治』特集第26号(1999年2月),20~21頁、参照。
- 50) 三市合併の経緯とその歴史的総括については、大阪自治体問題研究所・東大阪市職員労働組合編『みんなでつくる東大阪』自治体研究社、1980年、を参照。
- 51) 大阪府『平成9年版大阪経済白書』大阪中小企業情報センター, 1997年, 219~224頁。
- 52) 豊中市『豊中市産業振興ビジョン—提言 快適な都市に新しい産業を育てる』豊中市市民部産業経済課, 1990年、参照。
- 53) 東大阪市の商工費(1997年)のうち、一般財源比率は33.3%であり、補助金等特定財源が3分の2を占めるというように、財政的に補助金依存体質をもっている。これに対し、墨田区の産業経済費はつねにその90%前後を一般財源が占めているように財政の自立度が高く、好対照をなしている。
- 54) Kortzen, David C (1995) ,*op.cit.* (前掲邦訳書, 14頁)。
- 55) 佐和隆光「平成不況の政治経済学」中公新書, 1994年, 65~66頁。
- 56) Linack, J.and Stamps, J. (1980) *NETWORKING*, (正村公宏監修『ネットワーク—ヨコ型情報社会への潮流』フレジデント社, 1983年, 23頁)。
- 57) Mueller, R. K. (1986) *CORPORATE NETWORKING*, (寺本義也・金井壽宏訳『企業ネットワーク』東洋経済新報社, 1991年, 199頁)。
- 58) たとえば、関西の代表的な共同受注組織であるナニワ企業団地協同組合(1997年度現在参加組合員数251社)では、「バブル崩壊以降、不況の中でも倒産した企業はない」と、この共同受注事業の効果に自信を深めている(『日本経済新聞』1998年11月13日付)。なお当組合の現状については自身による調査、ナニワ企業団地協同組合編『「地域高度技能活用雇用安定事業」推進に向けた調査報告書』(1998年8月)、が詳しい。
- 59) 「暗黙知」および「形式知」については、野中郁次郎・竹内弘高『知識創造企業』東洋経済新報社, 1996年、を参照。
- 60) 「共有知」および「知恵の森」については、池上惇『マルチメディア社会の政治と経済』ナニワ出版, 1996年、を参照。
- 61) Brusco, S. (1992) ,*op.cit.*
- 62) 阪神復興支援NPO編『真野まちづくりと震災からの復興』自治体研究社,1995年、参照。
- 63) 週刊朝日編集部『司馬遼太郎が語る日本』朝日新聞社, 1997年, 142頁。
- 64) Jacobs,J. (1961) *The Death and Life of Great American Cities*. (黒川紀章訳『アメリカ大都市の生と死』鹿島出版会, 1969年、参照)。
- 65) 中村剛治郎「地域経済」宮本憲一他編『地域経済学』有斐閣, 1990年, 73頁。
- 66) なお、これに関連して宮本教授は、現代の大都市は多様な業種の集積を生みだすが、これは都市こそが社会的分業を極限までおしすすめる社会であるからであるとのべている(宮本憲一(1980), 前掲書, 29~31頁、参照)。
- 67) 維持可能な内発的発展(sustainable endogenous development)については、宮本憲一『公共政策のすすめ』有斐閣, 1998年、を参照。
- 68) シュンペーターのアントレプレナー論については、さしあたり Schumpeter, J.A. *Entrepreneur* (清成忠男編訳『企業家とは何か』東洋経済新報社,1998年)を参照。
- 69) 関満博・西澤正樹編『地域産業新時代』新評論, 1995年, 224~238頁。ただし、関氏の地域経営概念には、自治体が直接企業の創業や経営することまでを含む議論を展開しているが、これについては賛同できない。自治体は本論でのべたとおり、あくまでも支援の範囲での主体であ

り、地域的な役割としては「産業的雰囲気」を恒常的に形成する触媒にすぎない。同時に、この触媒は地域が「維持可能な内発的發展」をすすめるうえで、不可欠の関係であることはいうまでもない。

- 70) 大阪府 (1997), 前掲書, 213<sup>頁</sup>-214<sup>頁</sup>。
- 71) なお、わが国における自治体産業政策のあり方をめぐっては、都道府県と基礎自治体の役割分担の問題があるが、本稿では最終目標としてはイタリアの「エミリアン・モデル」が理想的なモデルのひとつと考えるが、産業行政の分権化がいぜん日程にのぼっていない現時点では、さしあたり必要な課題は第一義的に基礎自治体を中心に追求すべきと考えている。
- 72) “Think Globally, Act Locally” を最初に提唱したのはB.ウォード (Barbara Ward) とR.デュボス (René Dubos) であるが、この考えを “Think Globally, Act Locally, Think Future, Act Now.” に発展する必要があると主張したのは、福田善乙である (福田善乙「地域経済論の現状と課題」『経済科学通信』基礎経済科学研究所, 第69号, 1992年3月、参照)。

## 参考文献

- 有田辰男 (1990) 『戦後日本の中小企業政策』日本評論社。
- 有田辰男 (1993) 「中小企業政策の変化と基本法体系」日本中小企業学会編『中小企業政策の展望と課題』同友館。
- イタリア地域経済研究会編 (1989) 『イタリアの挑戦』大阪自治体問題研究所。池上 惇 (1996) 『現代経済学と公共政策』青木書店。
- 池上 惇 (1996) 『マルチメディア社会の政治と経済』ナカニシヤ出版。
- 伊丹敬之・松島茂・橘川武郎編 (1998) 『産業集積の本質』有斐閣。
- 伊藤正昭 (1997) 『地域産業論』学文社。
- 植田浩史 (1999) 「自治体産業政策への一考察」『おさかの住民と自治』特集第26号 (2月)。
- 大阪自治体問題研究所編 (1997) 『産業空洞化を超え

て』文理閣。

- 大阪自治体問題研究所・東大阪市職員労働組合編 (1980) 『みんなで作る東大阪』自治体研究社。
- 大阪府 (1997) 『平成9年版大阪経済白書』大阪中小企業情報センター。
- 岡本義行 (1994) 『イタリアの中小企業戦略』三田出版会。
- Capecchi, V.(1990), “A history of flexible specialisation and industrial districts in Emilia-Romagna”, in Pyke, F., Becattini, G. and Sengenberger, W. (ed) *Industrial Districts and Inter-firm Co-operation in Italy*, ILO publications.
- 清成忠男 (1986) 『地域産業政策』東京大学出版会。
- Cooke, P. and Morgan, K. (1994), “Growth Regions under Duress: Renewal Strategies in Baden Wurttemberg and Emilia-Romagna” in Amin, A. and Thrift, N. (ed) *Globalization, Institutions, and Regional Development in Europe*, Oxford University Press.
- Korten, David C.(1995) *When Corporations Rule the World*. (西川潤監訳『グローバル経済という怪物』シュプリンガー東京, 1997年)。
- Korten, David C.(1998) *The Global Economy: Can it be Fixed?* (西川潤訳『グローバル資本主義が人類を貧困化させる』『世界』1998年8月号)。
- 工業フォーラム推進委員会編 (1993) 『こちら、都会派モノづくり』清文社。
- 佐々木雅幸 (1998) 『創造都市の経済学』勁草書房。
- 佐和隆光 (1994) 『平成不況の政治経済学』中公新書。
- Schumpeter, J.A. *Entrepreneur*. (清成忠男編訳『企業家とは何か』東洋経済新報社, 1998年)。
- Jacobs, J. (1961) *The Death and Life of Great American Cities*, Random House (黒川紀章訳『アメリカ大都市の死と生』鹿島出版会, 1969年)。
- Jacobs, J. (1984) *Cities and the Wealth of Nations, Principle of Economic Life*, Random House (中村達也・谷口文子訳『都市の経済学』TBSブリタニカ, 1986年)。
- 重森 暁 (1992) 『分権社会の政治経済学』青木書店。
- 重森 暁 (1995) 「第三のイタリアと産業地区」大阪経学会『大阪経大論集』第46巻第1号 (5月)。

- 重森 暁 (1997) インフラストラクチャーと公務労働」京都大学経済学会『経済論叢』第158巻第6号 (12月)。
- 島 恭彦 (1951) 『現代地方財政論』有斐閣 (『島恭彦著作集』第4巻, 有斐閣, 1983年, 所収)。
- 島田晴雄編著 (1999) 『産業創出の地域構想』東洋経済新報社。
- 週刊朝日編集部 (1997) 『司馬遼太郎が語る日本』朝日新聞社。
- 陣内秀信 (1978) 『イタリア都市再生の論理』鹿島出版会。
- 墨田区編 (1987) 『イーストサイド-工房文化の都市』をめぐって』。
- 墨田区編 (1995) 『墨田区産業振興プラン-工房文化の都市』をめぐって』。
- 関満博・西澤正樹編 (1995) 『地域産業新時代』新評論。
- 関満博他編 (1997) 『地域振興と産業支援施設』新評論。
- 中小企業庁編 (1996) 『平成8年版中小企業白書』。
- 中小企業庁編 (1998) 『平成10年版中小企業白書』。
- Triglia, C. (1990) , "Work and politics in the Third Italy's industrial districts" ,in Pyke, F., Becattini, G.and Sengenberger, W. ( ed) *Industrial Districts and Inter-firm Co-operation in Italy*, ILO publications.
- 豊中市編 (1990) 『豊中市産業振興ビジョン - 提言 快適な都市に新しい産業を育てる』。
- ナニワ企業団地協同組合編 (1998) 『「地域高度技能活用雇用安定事業」推進に向けた調査報告書』。
- 西恭三郎 (1994) 『墨田区の中小零細企業対策の発展とたたかひの経過』『中小商工業研究』全商連附属中小商工業研究所, 第40号 (7月号)。
- 野中郁次郎・竹内弘高 (1996) 『知識創造企業』東洋経済新報社。
- 阪神復興支援 NPO 編 (1995) 『真野まちづくりと震災からの復興』自治体研究社。
- Piore, M.J.and Sabel, C. F. (ed) (1984) *The Second Industrial Divide*, New York, Basic Books. (山之内靖他訳『第二の産業分水嶺』筑摩書房, 1993年)。
- Franci, M. (1994) , "Industrial Districts and Local Economic Development in Italy: Callangrs and Policy Perspectives ,Developments in the districts of Emilia-Romagna" ,working paper.
- Bagnasco, A. (1977) *Tre Italie. La problematica territoriale dello sviluppo italiano*, Il Mulino.
- Bianchi, P. and Gualtieri, G. (1990) , "Emilia-Romagna and its industrial diatricts : the evolution of a model" in Leonardi, R. and Nanetti, R. Y. (ed) *The Regions and European Integration; The case of Emilia-Romagna*, Pinter Publishers.
- Brusco, S. (1982) , "The Emilian model; productive decentralisation and social integration" Cambridge Journal of Economics,N.2 Vol.6.
- Brusco, S. (1992) , "Small firms and the provision of real services",in Pyke, F. and Sengenberger, W. (ed) *Industrial Districts and Local economic regeneration*, ILO publications.
- Brusco, S. (1995) , " Local productive systems and new industrial policy in Italy", in Bagnasco, A. and Sabel, C. F. (ed) *Small and Medium-size Enterprises*, PINTER.
- 福田善乙 (1992) 『地域経済論の現状と課題』『経済科学通信』基礎経済科学研究所, 第69号, 3月。
- Becattini, G. (1990) , "The Marshallian industrial district as a socio-economic notion" , in Pyke, F., Becattini, G.and Sengenberger, W. ( ed) *Industrial Districts and Inter-firm Co-operation in Italy* , ILO publications.
- Polanyi,K. (1957) *The Great Transformation*,Beacon Press (吉沢英成他訳『大転換』東洋経済新報社,1975年)。
- Polanyi,M. (1966) *The Tacit Dimention*, London, Routledge & Kegan Paul (佐藤敬三訳『暗黙知の次元』紀伊国屋書店,1980年)。
- Holland, S. (1976) , *Capital versus the Regions*,THE MACMILLAN PRESS LTD, (仁連孝昭・佐々木雅幸訳『現代資本主義と地域』法律文化社, 1982年)。
- Marshall, A. (1890) ,*Principles of Economics* (馬場啓之助訳『経済学原理』東洋経済新報社, 1965~67年)。

- 間苧谷努（1995）『『第3のイタリア』の自立的経済  
発展と中小企業システム』奈良産業大学『産業  
と経済』第9巻第2・3号（1月）。
- 松岡俊二（1984）「現代イタリア・リージョナリズム  
の成立過程に関する覚書」『財政学研究』第9号。
- Mueller, R. K. (1986) ,*CORPORATE  
NETWORKING*, (寺本義也・金井壽宏訳『企業  
ネットワークング』東洋経済新報社, 1991年)。
- 三井逸友（1995）『EU欧州連合と中小企業政策』白  
桃書房。
- 宮本憲一（1980）『都市経済論』筑摩書房。
- 宮本憲一（1989）『環境経済学』岩波書店。
- 宮本憲一（1998）『公共政策のすすめ』有斐閣。
- 宮本憲一他編（1990）『地域経済学』有斐閣。
- Linack, J. and Stamps, J. (1980) *NETWORKING*,  
(正村公宏監修『ネットワークング — ヨコ型情報  
社会への潮流』プレジデント社, 1983年)。